

した、というような形式をもって、「従って、そうした関係はここには存在しない」などと宣言できる性質の問題ではなく、ある人たちがある人たちを、何かの操作対象として見てしまう、またある人たちが自分たちは何かの道具として扱われていると感じてしまうときにはいつでも出現している現実の関係性そのもののことだと思います。自分たちが主人公であるということは、「雇われ者根性の克服」という言葉を覚えることによってではなく、日常的に団員間で（あるいは対外的に）も相手を操作対象としていないか操作対象とされることに甘んじていないかという自己点検によってのみ成立（維持）できるものだと思います。

しかし、相手を操作対象として考えてしまうことは、主に事業団のいわば外から、貨幣という制約、納期などといった条件をどう事業団の現状と接合するかという課題・問題からやってくるように思えます。それはまさに普通「経営」と呼ばれていることですが、企業の内部と外部をどう接合編成するかを企画立案するその作業は、確かに現在それ特有の専門性を持ちます。そしてそれらの条件（貨幣や資本の権力）をも私たちは变成して

いくのだという意思統一が事業団員になければ、その接合作業は、企画する者とそれに従う者という対立を必ず生み続けてしまうものだと思えます。

そうしたいわば労働者協同組合の核心でもある、経営や作業行程の決定過程を、「徹底民主主義」と呼んでいるわけですから、その十分な機能の保証こそが制度的にも必要なように思いました。

委員会報告にあったような、事業団の外に組織化などの任務のため労組を構想するのは、もともと運動体でもある事業団を事業体と運動体に分割するようでは自然に感じられます。どんな問題がありそのためにはどんな機構が必要かを考えるべきであって初めに労働組合ありきではないはずです。

私は、労働者協同組合の最も中心的な「志」は、「支配・被支配の関係でなく人と助け合って生きていきたい」、というものだと思っています。そうであるならその志は民間会社で働く人も、すべての人も共有可能のはずです。事業高の拡大という方向だけではなく、こうした労働者協同組合の思想の深化拡大こそが重要だと思いました。

---

#### ＜特集・労働組合問題全国交流会から＞

---

## 感想 市民法の立場から

協同総研の主催の集会に2度参加させていただいて、労働者協同組合の結成を受けての新しい協同組合法への熱い期待を感じることができました。私自身は、これまで協同組合法を専門としてきたものではないのですが、協同組合（その名称は別にして、実態が協同組合である諸集団、人々の集まりを念頭においている）に興味をもち、今後研究していくことを考えています。ここでは、私自身がこれまで研究してきたいわば専門（市民法）と対比しながら、特に労働組合問題全国交流会に参加しての感想を述べさせていただきたいと思います。

高橋 良彰（山形大学人文学部講師）

先日の集会では、労働法学の立場から把握されてきたこれまでの「労働者」概念が、労働者協同組合の設立を受けてどのように展開できるか、という問題が議論されたと思われます。同集会に参加された伊藤教授・大山教授とも労働法学をこれまで検討してきた法学研究者であり、その立場からの発言であったからです。

興味深かったことは、両先生とも、労働者協同組合の設立を受けて、これまでの労働法学が培ってきた諸概念との間に、いくばくかの戸惑いを感じているように見えたことです。むろん、そこには、新しい事態を受けての期待感も感じられるも

のではありました。しかし、協同組合法の分野での研究の停滞も含めて、法の分野における一層の研究の必要性を感じたところでした。

また、柳沢報告から伺われるよう、法制の整備という点ではこれまで培われた労働法制はすぐれており、協同組合の新しい展開のなかでも、これら法制の果たす役割に対する期待感も感じることが出来ました。

さて、私自身は、伊藤講演にもあった「市民法」を学んできた者であり、その点で、もうひとつ別の感想を持ちました。

伊藤講演で触れられていたとおり、「市民法」は、「すべての人は、自由、平等、独立」であることを前提に組み立てられています（「市民」概念の理念性）。しかし、その法理は、労働者と使用者（資本の人格としての資本家）との関係を前に、いわば修正を余儀なくされており、労働法は、労働者と使用者との力の不対等という実態を見据えた法理を探求してきたわけです。

ところで、市民法は、たしかにそのような法理を有し、その法理は、抽象的・観念的であるという問題はあります。しかし、「市民法」が生み出され、展開してきた歴史を見た場合、市民法が何らその実態を見据えない法理であったとまでは言い切れるものではありません。労働者概念が法の世界において検討されるようになったように、市民概念もまた現代において再検討の必要に迫られると思われます。

この点で、今後の私自身の研究課題との関わりで、二点だけ問題となることを指摘しておきたいと思います。一つは、このような「市民」概念がどのような意味で未だ必要とされるのかという問題と、これを克服していく視点はどのような所に存するかという点です。

前者については、次のように言うことが出来ると思います。つまり、「労働者が資本をコントロールする」という労働者協同組合の理念においても、そこにはまだ人間が生のままで向き合うことで克服できない側面があるように思われることです。「市民」概念は、人間としてはどんなに好き

な人でも、「市民」として言わなければならないことがある時、逆に、どんなに嫌いな人でも、「市民」として尊重しなければならない時、生のままの「人間」として触れ合えないかぎり必要とされます。このことが解っていないからこそ、集会において黒川先生が述べていたような、この度の選挙の例（黒い金を手にしながら、選挙では当選してしまうという事態）が生じるわけです。人間は、本当に人間として結びついていれば語る必要のない「市民」概念を必要とすることになるわけです。資本主義社会では、人間は人間として触れ合うことができないからこそ、いわば「市民」という仮面（ペルソナ）をかかり、お互いが関係しなければならないわけです。

これは、別の言い方をすれば、人間はどれだけ理性的な存在として自己をコントロールできるか、という問題でもあります。「徹底的な民主主義」という命題もこのことと関係するでしょう。労働者協同組合の今後を考えるについても、資本をどれだけ理的にコントロールできるかは、重要な課題となると思われます。

さて、では、このような「市民」概念を克服する視点は何処にあるのでしょうか。伊藤教授の講演で最後に述べられた点がこれと関係していると思われます。

伊藤先生が強調されたのは、「人間性の尊重」という視点です。つまり、労働者概念と市民概念の再検討において常に問われていたのは、「人間性」をめぐる視点であると思われます。人間性の発展・尊重こそが、常に考えなければならない視点であることが重要なのだと思います。

今後の私自身の研究においても、以上のような視点を手にしたという意味で、意味のある集会参加だったように思います。報告いただいた皆さんや企画いただいた方々に感謝をこめて、感想とさせていただきます。